

令和7年第1回滝川市議会定例会（第22日目）

令和 7年 3月24日（月）

午前 9時54分 開 議

午前11時37分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 3 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
- 日程第 4 議案第43号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 選任第 2号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 6 選任第 3号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 7 報告第 3号 監査報告について
報告第 4号 例月現金出納検査報告について
- 日程第 8 意見書案第1号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求
める要望意見書
意見書案第2号 福祉サービス等の報酬改定の見直しを求める要望意見書
意見書案第3号 下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けて
の丁寧な対応を求める要望意見書
意見書案第4号 国立病院の機能強化を求める要望意見書
- 日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について
- 追加第 1 決議案第1号 高橋江海子議員に対する議員辞職勧告決議

○出席議員（16名）

1番	寄 谷 猛 男 君	2番	柴 田 文 男 君
3番	山 本 正 信 君	4番	藤 田 哲 也 君
5番	荻 野 仁 史 君	6番	荒 木 文 一 君
7番	好 川 章 君	8番	福 井 雅 章 君
9番	高 橋 江海子 君	10番	木 下 八重子 君
11番	堀 重 雄 君	12番	三 上 裕 久 君
13番	関 藤 龍 也 君	14番	田 村 勇 君
15番	山 口 清 悦 君	16番	安 樂 良 幸 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	前	田	康	吉	君	副	市	長	中	島	純	一	君
教	育	田	中	嘉	樹	君	監	查	委	宮	崎	英	彰	君
会	計	浦	川	学	央	君	総	務	部	和	田	英	昭	君
総	務	小	畑	力	也	君	市	民	生	横	山	浩	丈	君
保	健	鎌	田	清	孝	君	保	健	福	景	由	隆	寛	君
産	業	稲	井	健	二	君	建	設	部	堀	之	内	孝	則
駅	周	加	地	幸	治	君	市	立	病	柳		圭	史	君
市	立	堀		勝	一	君	教	育	部	諏	佐		孝	君
教	育	福	田	善	之	君	監	查	事	前	田	昌	敏	君
総	務	須	藤	公	夫	君	財	政	課	岡	崎	卓	哉	君

○本会議事務従事者

事	務	局	長	深	村	栄	司	君	事	務	局	副	主	幹	壽	崎	行	洋	君
書			記	高	橋		誠	君	書			記	小	島	亜	美		君	

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において荒木議員、好川議員を指名いたします。

◎日程第2 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 日程第2、第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。
先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。
○事務局副主幹 第1予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。
事務局副主幹朗読する。(記載省略)
○議長 次に、委員長の補足説明を求めます。山口委員長。
○第1予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案11件につきましては、3日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ41名の委員から70問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決を行った結果、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定しました。なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会での審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なお答弁をいただきました理事者をはじめ、担当職員の皆様に厚くお礼を申し上げ、補足説明といたします。

- 議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。

この場合、第1予算審査特別委員長の報告のうち、議案第25号は議員の除斥対象議案のため、先に議案第1号及び議案第25号を除く予算関連議案の討論及び採決を行った後、残りの議案第25号の討論及び採決を行いたいと思います。

これより第1 予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1 号及び議案第2 5号を除く予算関連議案の討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて議案第1 号及び議案第2 5号を除く予算関連議案の討論を終結いたします。

これより議案第1 号及び議案第2 5号を除く予算関連議案についてを一括採決いたします。

本件をいずれも第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1 号、議案第1 3号、議案第1 5号から第2 0号まで、議案第2 2号、議案第2 4号及び議案第2 6号の1 1件については、いずれも第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第1 予算審査特別委員長の報告のうち、議案第2 5号の討論に入ります。

この場合、地方自治法第1 1 7条の規定により田村議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退場されておりますので、このまま会議を続行いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて議案第2 5号の討論を終結いたします。

これより第1 予算審査特別委員長の報告のうち、議案第2 5号についてを採決いたします。

本案を第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2 5号は、第1 予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

(田村議員入場)

◎日程第3 第2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、第2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局副主幹 第2 予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。

事務局副主幹朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。藤田委員長。

○第2 予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2 予算審査特別委員会に付託されました議案第2 号から第7 号までの6 件につきましては、2 日間にわたり会計ごとに所管より詳細なる説明を受けた後、延べ2 0名の委員から4 4問に及ぶ質

疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところであります。

討論、採決を行った結果、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定しました。

なお、討論の際に会派等から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することとなっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会での審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なお答弁をいただきました理事者をはじめ担当職員の皆様に厚くお礼を申し上げ、補足説明いたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号から第7号までの6件について一括採決いたします。

本件をいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第7号までの6件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第43号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第4、議案第43号 滝川市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

お諮りいたします。本案については、滝川市議会会議規則第13条第2項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案を可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号は可決されました。

◎日程第5 選任第2号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第5、選任第2号 常任委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第6 選任第3号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 日程第6、選任第3号 議会運営委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案についての内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略し、採決いたします。

本案のとおり選任することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案のとおり選任することに決しました。

◎日程第7 報告第3号 監査報告について

報告第4号 例月現金出納検査報告について

○議長 日程第7、報告第3号 監査報告について、報告第4号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。宮崎監査委員。

○監査委員 報告第3号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、滝川市立病院、滝川市立高等看護学院、総務部及び建設部で、令和5年度の執行事務を対象に実施いたしました。

監査の実施期間、監査の着眼点及び監査の実施内容につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、指摘事項は特になく、監査をした限りにおいておおむね適正に執行または管理されていると認められますが、注意が必要と思われる事項といたしまして、滝川市立病院では前途資金について立替え払いを行っていたもの、契約事務において市税完納等確認書の提出がないが、見積り合わせに参加させていたもの、業務仕様書に具体的な業務内容が記載されていないものなど、総務部では公用車の廃車に伴い、自賠責保険の払戻し請求を行っていなかったもの、市税完納等確認書の日付が有効でないものを受け付け、当該事業者が落札していたもの、委託業務の予定価格設定において一部業務の金額を含まずに設定していたもの、契約書と別紙で消費税及び地方消費税の加算に係る表記が不統一だったものなど、建設部では公用車の運転に際し、一部を除き、アルコール検査記録簿に記録していなかったもの、団体事務において立替え払いを行っていたものなどがありました。これらにつきましては、関係規定等に基づき適正な事務処理をされるよう、対象部局に対する講評において指導いたしました。

以上で報告第3号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第4号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、令和6年10月分から12月分までの例月現金出納検査を滝川市監査基準に準拠して行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金及び歳入歳出外の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日、検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。また、計数以外の書類検査であります。指摘事項は特になく、軽易な事項につきましては講評または検査の過程において指導、助言しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第4号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号及び第4号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第 8 意見書案第 1 号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書

意見書案第 2 号 福祉サービス等の報酬改定の見直しを求める要望意見書

意見書案第 3 号 下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入に向けての丁寧な対応を求める要望意見書

意見書案第 4 号 国立病院の機能強化を求める要望意見書

○議長 日程第 8、意見書案第 1 号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書、意見書案第 2 号 福祉サービス等の報酬改定の見直しを求める要望意見書、意見書案第 3 号 下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入に向けての丁寧な対応を求める要望意見書、意見書案第 4 号 国立病院の機能強化を求める要望意見書の 4 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。荒木議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案 4 件についてご説明を申し上げます。

なお、説明に当たりましては、内容を省略し、件名と送付先のみ申し上げます。

意見書案第 1 号 食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第 2 号 福祉サービス等の報酬改定の見直しを求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第 3 号 下水道の維持管理・更新におけるウォーター P P P 導入に向けての丁寧な対応を求める要望意見書。送付先は、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）であります。

意見書案第 4 号 国立病院の機能強化を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、滝川市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき議会運営委員会から提案されたものでありますので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 1 号から第 4 号までの 4 件はいずれも可決されました。

◎動議の提出

(「議長」と言う声あり)

○議長 荒木議員。

○荒木議員 高橋江海子議員に対する議員辞職勧告決議案を提出いたします。

○議長 ただいま荒木議員から高橋江海子議員に対する議員辞職勧告決議の動議が提出されました。

滝川市議会会議規則第15条の規定により、動議の成立にはほかに1名以上の賛成者が必要となりますので、賛成者の有無を確認いたします。賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長 1名以上の賛成者がありますので、本動議は成立しました。

ここで議会運営委員会を開催するため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時42分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程の追加について

○議長 長 お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会で確認されましたとおり、本案を追加日程第1として日程第8の次に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案を追加日程第1として日程第8の次に追加し、直ちに議題といたします。

◎追加日程第1 決議案第1号 高橋江海子議員に対する議員辞職勧告決議

○議長 長 追加日程第1、決議案第1号 高橋江海子議員に対する議員辞職勧告決議を議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により高橋議員は除斥の対象となりますので、ご退場願います。

(高橋議員退席)

○議長 長 提案理由の説明を求めます。荒木議員。

○荒木議員 それでは、提案理由をご説明申し上げます。

まず初めに、私はいかなる理由があっても全てのハラスメント行動、特に言葉によるハラスメントについては反対をするという立場であることを表明をいたしておきます。

このたびの提案につきましては、前提となった事象についてご説明をしておかなければなりません。

ん。それは、昨年10月に入り、木下議員が私どもの会派を離脱したいという意向があるとの情報が私に入りました。私は、議員の行動についてはご本人が決められることであり、当初から慰留するなどには慎み、ご本人の決断を尊重すべきと考えておりました。そんな折、私が木下議員をどなる、言葉による威嚇をしているとの趣旨で高橋議員から複数名の第三者に流布されている実態が分かりました。情報を得た時点では会派離脱に伴う新会派設置に向け、優位に進めるべく出てきた話だと直感をし、大きく問題視をする意思はありませんでしたが、10月中旬に行われました芦別市で開催をされた中空知5市5町の議員研修会の後にも研修会当日に木下議員に前述同様の行動を私が行ったと高橋議員が主張しているとの情報を入手をいたしました。当日私は、会場にて木下議員をお見かけはしましたが、会話をすることは一切なく、加えて10月初からについても、直接会話を含め電話での接触も一切なく、なぜこのような根拠なき事象を捏造され、中傷を受けなければならないのか理解ができません。

当事者の一人である木下議員にもその後私が行ったとされる威嚇行動について言質を取るべく確認をいたしました。当然ながらそのような事実は過去に遡ってもないという証言をご本人から得ております。その後、滝川市職員を含む複数名の方々から、これは私をご心配いただいていたことだと思いますが、この事象に関する、つまり私荒木のハラスメント行動があり、このままということがお問合せとしてあり、どれぐらい広がっていたか分かりませんが、そういううわさが広まっていたということが私は分かりました。その段階でこのまま放置するわけにはいかないと感じた次第であります。

ここまでの当初の発端となりますが、この件はあくまでも私と高橋議員の間にあった個人と個人のトラブルであり、これをもって本案提出の理由とはなりません。問題は、この後です。私は10月末に議長宛ての要請書を提出し、議長、副議長同席の下、関係する私、高橋議員、木下議員、3者からの聞き取りを要望し、実施されました。木下議員からは、私がハラスメント行為を行ったということはないということその場で証言をいただきました。高橋議員からは私がそういう話をつくり上げ、流布した行為はないとの主張があり、私と食い違うことになったことから、その後議長宛ての要望書を提出し、議会内への調査委員会設置を私は求めました。私は早くから当該事象に関する物的根拠がございましたし、私の思いとしては議会内の調査委員会の設置、いわゆる秘密会として調査が行われ、高橋議員が認められた上、今後の言動について改める等の反省があれば、その時点で終わったことであります。

しかしながら、本来身に覚えなき事項であれば、調査委員会設置に賛同し、正当な主張を行えばいいというものを拒み続けたということになります。私が提出した議長への要望書は議会内への調査委員会の設置要望であり、その際、各議員に諮るべく、その設置要望の要望書を配付することは議長の判断としてはその当時当然であり、議長権限で強引に設置される案件ではなかったと考えます。12月3日、本会議での議長不信任決議では高橋議員自身が発端となった根拠なき捏造事象、流布行為に関する調査委員会設置要望書を議長が各議員に配付されたことによる名誉毀損について提案理由の一つとされておりました。それまでの経過を考えたときに、私は議長不信任決議提出そのものに正当性がないと断じるしかありません。さらには、提案理由の説明の際に、私が議長宛て

に提出した要望書、これは正式な要望書というふうに私は実印まで押印し、出したものでありますが、その要望書に対し、要望書のようなものと再三やゆをし、ばかにしたような表現を行ったことは断じて許し難い行為であるとともに、議長不信任決議に対する私の要望書に記載した捏造、流布行為についての事実関係質疑に対し、高橋議員はそのようなことは行っていないとこの壇上で答弁し、結果として本会議場において虚偽発言を行ったということになります。高橋議員が行った一連の行動は、滝川市議会の秩序を乱し、それぞれの議員が持つよりよい市政に対する主張をお互いに議論し、尊重し合う議会形成にそぐわないと判断いたします。

各議員の皆様のご判断を仰ぎたく、提案理由の説明といたします。

○議長 長 高橋議員から本案に係る一身上の弁明の申出があります。

お諮りいたします。これを認めることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、高橋議員の一身上の弁明を認めることを決定いたしました。

高橋議員の入場を許します。

(高橋議員入場)

○議長 長 それでは、高橋議員の一身上の弁明を認めます。

演壇でお願いいたします。

○高橋議員 会派清新の高橋です。地方自治法第117条のただし書の規定に基づき、本件に対する議場での発言を申し出ます。発言させていただきます。

私は、納豆が嫌いです。どんなに栄養があっても体にいいと分かっているけど、私は納豆だけは好きになりません。しかし、それは納豆が悪いわけではありません。好きな人もいれば苦手な人もいます、それは自然なことです。人間関係も同じではないでしょうか。人と人には合う、合わないがあります。それは決して誰かが悪いわけではなく、世代観や価値観の違いがある以上、ごく自然なことです。しかし、そのような好き嫌いを理由に議員の辞職を求めるようなことがもしもあったとしたら、それは本当に議会として正しい在り方なのでしょうか。議会は、市民のために政策を議論し、よりよい暮らしを築く場であるはずで、それが人間関係の相性を理由に議員を排除する場であってはならないとまず私は強く思います。

私は、不法なことも不正も行っておりません。今回の辞職勧告は、荒木議員が昨年11月に議長に提出した要請書のようなものは正当なものだったと、昨年12月の議長不信任決議での私の発言に虚偽があったという主張に基づいています。しかし、この要請書の後に配られたものについては、議会事務局の立会いもなく、議事録も作成されず、録音も禁止された密室の中での会話を無許可で盛り込み、高橋議員が荒木議員の悪口を、木下議員を脅したと言いつらしていると多くの職員が言っている。名誉毀損だという荒木議員の主張を受理した議長が無関係の議員全員に配付したものであり、12月に私が議長不信任決議を上程した一番の原因です。この不信任決議は否決されました。終わった話です。しかし、議長が配り歩いた文書は残っており、議員の皆様はその内容はよくご存じかと思えます。ちなみに、この主張は取り消していないと先日2月26日に私は荒木議員から

直接伺っておりますので、ここで改めて言わせていただきました。

そして、私はこの辞職勧告が議会全体にとって重大な前例となり得ることを強く懸念しております。今回このような辞職勧告が出されるということによって、今後個人的な対立を理由に辞職勧告が乱用されることが危惧されるからです。そんな議会では民主主義と多様性は失われてしまいます。議会は、議員同士が考えや信念を自由に述べる場であるはずで、この辞職勧告は、私個人の問題ではありません。議会と議員の在り方を問うものだと強く訴えたいと思います。また、この間私を支え、このような事態にならないようにとご尽力くださった議員の皆様がこの場を借りて心から感謝を申し上げます。対立ではなく議会の健全性を守るために対話を模索し続けてくださったことに深く深く敬意を表します。

私は、市民の負託を受けた議員としてこれからも誠実に職務を全うしていく所存です。どうか議員の皆様には市民の利益に基づいた公平で慎重なご審議のほど心よりお願い申し上げます。

○議 長 高橋議員の弁明が終わりましたので、改めて高橋議員は除斥の対象でございますので退場してください。

(高橋議員退席)

○議 長 これより質疑に入ります。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 提案者に質問させていただきたいと思います。

今ほどこの決議の提出理由を様々聞かせていただきましたが、第三者的な視点が全く感じられない提案理由でありました。そして、もう一つお聞きしたいことは、第三者的にいつて今回のこの決議案は提案者から見て本当に適正なご提案なのかということをお伺いしたいと思います。

そして、もう一つは、要望書のことです。議長、副議長に対して提出した要望書、これに調査委員会を設置しろというような要望が書いてあった。議会内に必要な委員会は、全て設置済みであります。改めて調査委員会を設置するということであれば、根拠となる法令が必要であります。そのことについて提案者は根拠となる法令をご存じなのかどうかお伺いをしたいと思います。

その上で、今回のこの決議案、私も三十数年議会にありますが、初めて辞職勧告決議というものを見ました。本当に現職の議員のバッジを外すためにこの決議案を提出したとすれば、高橋議員を選出した良識ある市民の考え方を全く否定することになるということも含めてこの決議案を提出したのか、そのことについて改めてお伺いしたいと思います。

以上、3点ご質問をいたします。

○議 長 質問に対する答弁を求めます。荒木議員。

○荒木議員 柴田議員からのご質問にお答えしますが、まず1点目の第三者的な視点が感じられない。意味がよく分かりませんし、お答えできません。

それから、2番目の調査委員会の設置はどういう法律に基づくのかということですが、私は先ほども申し上げましたが、調査委員会、調査するべきものであって、それに代わるものであれば問題ありません。ですから、その法的根拠はありません。ありませんが、再三申し上げており、何も高橋議員ご自身に私に対するそういう発言がなかったのであれば、堂々と調査委員会だろうが何委員会だろうが調査会であろうが出てくればいいし、ご自身でその疑いを晴らせばいい。

そういう行動は一切ない。しかも、本来であれば私が虚偽発言をしているということになれば、もっと怒らなければいけないです。私に対して議員辞職勧告を出さなければいけない、それほどの怒りを表さなければいけないのではないですか。何もない。そんな中で、この議場の議員の方がそういう実態があったかなかったかについては疑いの余地はないと思います。つまり本当にないのであればないということを証明すればいいし、そのことを拒み続けたということが一番の今回の理由になります。

それから、このことが市民の負託を受けた正当な選挙の下に出てこられた議員でありますから、そのことに対し、議員辞職を勧告するというようなことが正当かどうかというご質問だと思いますが、選挙の時点ではそれぞれ負託を受けて議員になっております。しかし、それは4年間にわたり、議員辞職に当たるかどうかというような何も問題がないということが前提です。その都度問題があればそれを正すということは当然でありますし、それが今回の場であります。

○議 長 答弁が終わりました。質疑ございますか。柴田議員。

○柴田議員 修正案が出されたときも私は質疑をさせていただいたのですが、そのときも実は答弁がなかったのです。分からないと。あなたの言っていることは分からないから、答弁しないって。いつも質問するたびに残念な気持ちになります。第三者的な視点、要するに荒木議員と高橋議員の相関性ではなくて、はたからこのことを見て周りがどう思うのかと、私は単純に個人と個人との争いにしか見えない。これがどうして、議会の品位云々ってなれば、逆にこの辞職勧告決議をこういった理由で出すことこそが議会の品位をおとしめるのではないかと私は思っております。そのことについて改めてお伺いしたいと思います。

○議 長 再質問に対する答弁を求めます。荒木議員。

○荒木議員 これもお答えになるかどうかはちょっと分かりませんが、私が問題にしているのは個人と個人の間のことではありません。つまり、言葉が見つかりませんが、自分がその理由をつくっておいて、そのことを利用した上で議長の不信任決議を出したというふうに私は思っています。それを、さらに賛成の方が3名おられました。どれだけその実態を知って賛成をされたかということは、今後問題になるというふうに思います。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

反対の意見の方から討論をしていただきます。木下議員。

○木下議員 会派清新の木下です。私は、高橋議員の辞職勧告決議に反対の立場で討論を行います。

今滝川市が大変な状況下にあるのに、こんなことで議会の場を使うことが許されてよいものかと私は思います。最初に申し上げておきますが、12月の不信任決議は否決されたことでもう終わっております。私は、自分の信念に従い、環境のよいところで議員活動をしたいと考え、会派清新にやってきました。しかし、昨年市民ネットワークの議員たちは、私の会派離脱の前に委員長のポス

トがなくなるぞと言ったり、平議員のままで終わってよいのなら出てもよいと言ったり、挙げ句に会派を出たらあなたの実績が全てなくなるよと言われました。この言葉を聞いたとき、私は強い怒りと不安を覚え、とても嫌な思いをいたしました。私は高橋議員にこのことを相談しましたが、荒木議員にどなられたと言った覚えはありません。一回もありませんし、彼女が職員に言っているのも聞いたことはありません。これは、確かに前にも証言いたしました。辞職勧告の疑念は思い違いだと考えております。若い芽は摘むものではなく、皆で育てるべきです。私は、高橋議員を信じています。彼女は、そのような議員では決してありません。人をいたわる優しい心を持っている。それは、皆さんもよくお分かりだと思います。日頃から非常に勉強熱心で、市民のことを考えている優秀な女性議員の一人です。それは私から保証いたします。辞職勧告をされるような議員ではありません。

私は、これをもって反対討論といたします。

○議 長 それでは、賛成討論の方いますか。関藤議員。

○関藤議員 ただいま荒木議員のほうから出されました議員辞職勧告についてでございますが、まず初めに申し上げておきたいのは、先ほど弁明の場で好き嫌いで議員辞職勧告を出していいものかというような発言もございましたが、確かにそのとおりでございます。他人の批判とか評価、これが日常会話の中で出てくることはふだんの社会生活の中でよくあることです。それは、大きな問題となるものではありません。しかしながら、これを文章等によってラインだとかSNSだとかというようなもので第三者に流すとか、それがまして虚偽の内容である、また捏造されたものであったならば、それは大問題となります。

この議会の場というのは、先ほど高橋議員が弁明で申し上げておりましたが、確かに市政方針に対し議論する場であり、市民の声を反映する場であります。しかし、議長に対する不信任決議においても個人の不満、不平、これを述べるだけに終わり、その正当性など全くございません。不平、不満というのは個人の問題であって、この議場に持ち込む問題ではございません。今回荒木議員の訴えから、明らかに虚偽の内容があったりしたことはその内容から事実であります。前回の高橋議員に対する質疑においても明らかとなったことであります。そして、高橋議員においては、1月27日に示されました資料からも、個人名を挙げ、虚偽の内容があったのも事実であります。これは各議員皆さんが目にしていただいているところであり、それが個人の名前が出てきた方はそういったことを思った方がおられるのではないのでしょうか。議員としてあるまじき行為であり、滝川市議会として議員の資質にそこは大きく欠けるのではないかと。私は容認することはできません。

この議員辞職勧告に反対する議員がもしおられるとするならば、このような言動、行為、これを認めるということになります。全く市民に対して滝川市議会の信頼を失墜するものと考えます。よって、議員辞職を勧告するものであります。

○議 長 ほかに討論される方いらっしゃいますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。先ほど議会運営委員会で確認しましたとおり、本案を起立採決で採決するこ

とにいたしたいと思いますが、異議ございますか。荒木議員。

○荒木議員 私は、12月3日の議長の不信任決議のときに行った無記名での投票を希望いたします。

○議 長 ただいま無記名の投票ということで荒木議員から提案がございましたけれども、5分の1以上の賛成があれば荒木議員のとおりになりますので、荒木議員の申出に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○議 長 5分の1以上の賛成がございましたので、採決は無記名投票と決しました。それでは、ここで投票の準備を行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時17分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
決議案第1号の採決は、無記名の投票で行います。
これより議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議 長 ただいまの出席議員数は議長の職務を行います私を除いて14名であります。
これより投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(なしの声あり)

○議 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議 長 点検の結果、異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

前方右手の記載台で賛成または反対を記入の上、投票願います。なお、滝川市議会会議規則第69条第3項の規定において、記名投票または無記名投票における表決において賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなすとなっておりますので、ご留意願います。

それでは、ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を読み上げますので、順次投票願います。

○事務局長 それでは、決議案第1号の投票順を読み上げます。

寄谷猛男議員、柴田文男議員、藤田哲也議員、荻野仁史議員、荒木文一議員、好川章議員、福井雅章議員、木下八重子議員、堀重雄議員、三上裕久議員、関藤龍也議員、田村勇議員、山口清悦議員、安樂良幸議員。

(投 票)

○議 長 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

これより開票を行います。

ここで、滝川市議会会議規則第30条第2項の規定に基づき、議長において関藤議員、山口議員及び柴田議員を立会人に指名いたします。

よって、関藤議員、山口議員及び柴田議員は、開票の立会をお願いいたします。

それでは、開票作業を始めてください。

(開 票)

○議 長 投票の結果を報告します。

投票総数14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

賛成8票、反対6票、以上のとおりです。

よって、決議案第1号は可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議 長 ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時31分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで帰任職員及び派遣職員の紹介がありますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎市長挨拶

○議 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長から発言の申出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市 長 令和7年第1回滝川市議会定例会閉会に当たりまして、議長にお許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。

3月3日に開会いたしました本定例会でございますが、本日まで22日間、各議員におかれましては付託された議案につきまして特別委員会を設置するなどして精力的、積極的、また慎重にご審議いただき、いずれも可とご認定いただきましたことに心からお礼を申し上げる次第でございます。いよいよ4月になりますと令和7年度、新しい年度がスタートでございます。物価高と市民生活が厳しさを増す中、滝川市の市政運営もますます厳しさを増すことが予想されるわけでございます。議員各位の今後より一層のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とします。大変ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって令和7年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時37分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員